

出版関連小委員会（第 4 回）における主な議論の概要 （権利の内容、出版権者による再許諾、出版の義務、消滅請求関係）

平成 25 年 7 月 5 日

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（第 4 回）において行われた、「電子書籍に対応した出版権」（仮称）に係る諸論点（権利の内容、出版権者による再許諾、出版の義務、消滅請求関係）に関する主な議論の概要は、以下のとおり。

I 権利の内容について

（1）「電子書籍に対応した出版権」として専有させるべき支分権の範囲

【複製権に加え、自動公衆送信権を専有させるべきとする意見】

- 複製権に加え、自動公衆送信権が必要である。公衆送信権では放送・有線放送権が含まれてしまうので、自動公衆送信権でよいのではないか。

【複製権に加え、公衆送信権を専有させるべきとする意見】

- 複製権に加え、公衆送信権が必要である。自動公衆送信権にすると、メールで一斉送信するようなケースが含まれなくなってしまうので、公衆送信権とするのがよい。

【複製権及び公衆送信権に加え、公衆伝達権を専有させるべきとする意見】

- 複製権及び公衆送信権だけでなく、受信されたものを皆にディスプレイに映して見せるといった公衆伝達権も含めるのがよい。
- （上記意見に対して）公衆伝達権については、いわゆる出版と呼ばれる行為とは異なるのではないか。

【その他】

- どのような目的で権利を付与するかということが定まらないと、専有させるべき権利の範囲は決まらないのではないか。

（2）「電子書籍に対応した出版権」として専有させるべき権利は、電子書籍等を制作・配信するにあたり必要な範囲に限定することについて

- 専有させるべき権利は、電子書籍等を制作・配信するにあたり必要な範囲に限定するのは当然である。

II 出版権者による再許諾について

（1）電子書籍等の配信に係る再許諾について

- 出版権者が再許諾することについては、著作者の間では不安に思われているポイントであるため、権利を預けるかどうかは基本的に著作者が決めるということにすべきである。

- 電子書籍の流通は様々な形態で行われる以上、出版社だけの配信システムだけでは対応しきれず、電子書籍ビジネスを行うに当たり、配信に係る再許諾は必要である。
- 利用促進の観点から、著作権者の承諾がなくとも再許諾可とするのが望ましいが、それが著作者にとって大きな不利益となるのであれば、特許法における専用実施権のような形で、著作権者の承諾を得た場合に再許諾できる旨規定することも考えられる。

(2) 紙の出版物の出版に係る再許諾について

- 原則、再許諾は不可とし、著作権者の承諾がある場合には再許諾可とするのがよいのではないか。
- 再許諾は不可とし、著作権者の承諾を得た場合に再許諾可とする場合であっても、再許諾の際に、その都度著作者の了解をとるなど、基本的に著作権者が意思決定をできるようにすべき。
- 利用促進の観点から、著作権者の承諾がなくとも再許諾可とするのが望ましいが、それが著作者にとって大きな不利益となるのであれば、特許法における専用実施権のような形で、著作権者の承諾を得た場合に再許諾できる旨規定することも考えられる。

(再掲)

Ⅲ 出版の義務・消滅請求について

(1) 「電子書籍に対応した出版権」に係る義務の在り方

- 配信までの準備期間について、「六月以内」という期間が適切かは検討が必要である。
- サーバーに載せておけば義務を果たしたことになるのであれば、売れないサーバーに載せておくことでも義務を果たしたことになるが、このような場合には、義務違反と考えるべきではないか。
- 「電子書籍に対応した出版権」の設定を受けた者は、再許諾先での配信をきちんと行わせる義務を負うようにすべき。

(2) 紙の出版物に係る出版権と「電子書籍に対応した出版権」を一体の権利と捉える場合における、紙の出版物に係る出版権の消滅請求と「電子書籍に対応した出版権」の消滅請求の関係について

- 特約により、紙の出版物の出版に係る権利と電子書籍等の配信に係る権利が別々の者に設定された場合には、いずれか一方の義務違反における消滅請求の範囲は、義務違反をした者の権利のみであり、結論は権利を別立てにする場合と変わらない。
- 紙の出版物の出版に係る権利と電子書籍等の配信に係る権利が同一の者に設定されていた場合には、いずれか一方の義務違反における消滅請求の範囲は、様々な考え方があると思うが、流通促進の観点からは、義務違反の方のみ消滅請求できるとする考え方がよく、そのように考えれば、結論は権利を別立てにする場合と変わらない。
一方、両方とも消滅請求できるようにするというのが、著作者にとっては有利である。

(以 上)